

## 規制対象の見直しについて

## 論点

SNS等を規制対象にすべきか。

## 現行制度における「つきまとい等」

ストーカー規制法第2条(定義)

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、次の ~ の行為を行うことをいう。

つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

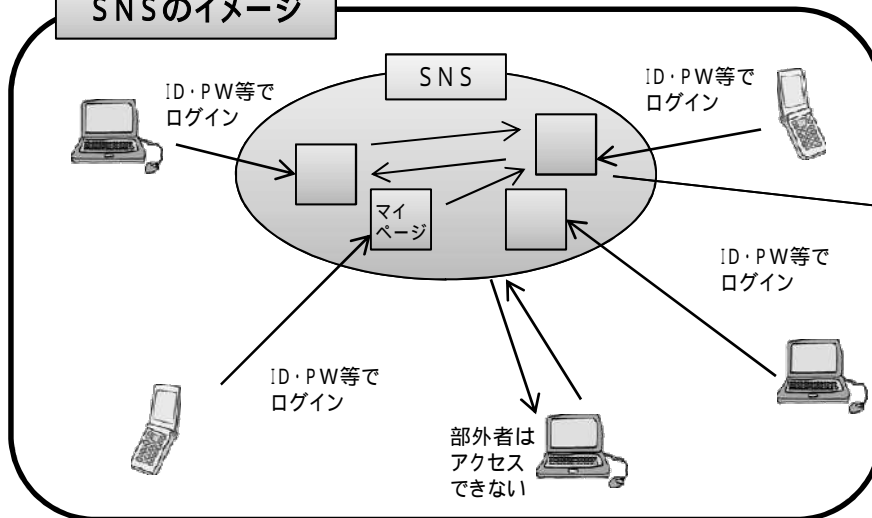
## SNSの概要

### SNSとは

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのことをいう。

主なもの：LINE、Facebook、Twitter

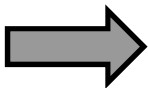
### SNSのイメージ



SNS内でのやり取りの仕組みは、SNSごとに異なる。

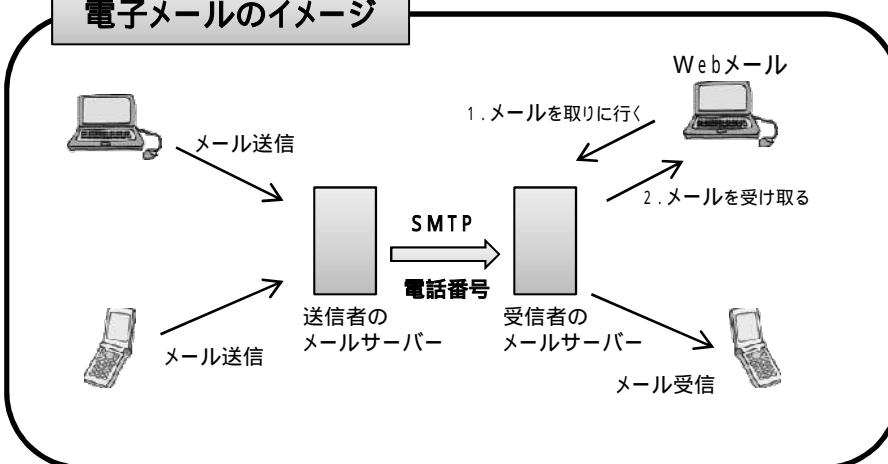
## 電子メールとの違い

電子メールとは、通信においてシンプルメールトランスファープrotocol (SMTP) 方式又はSMS方式が用いられているもの



「xxx@example.co.jp」といったアドレス又は電話番号を用いてやりとりをするもの

### 電子メールのイメージ



#### SMTP

xxx@example.co.jp

xxx部分が受信者のメールボックスの場所を示す。  
example.co.jp部分がメールサーバーの場所を示す。  
このアドレスで受信者を特定する。

#### SMS

電話番号で受信者を特定する。

## SNS等の普及状況

- インターネット利用者数： 9,652万人 (平成24年末時点)
- LINE利用者数： 5,000万人 (平成25年11月時点)
- Facebook利用者数： 2,100万人 (平成25年8月時点)
- Twitter利用者数： 1,400万人 (平成24年3月時点)

情報通信白書(H24,H25)、日本経済新聞より

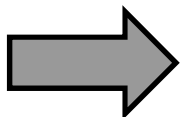
- 小中高生が所有する携帯電話のうち、スマートフォンが占める割合は56.8%  
(高校生82.8%、中学生47.4%、小学生13.6%)

内閣府・平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査より

## SNS等を利用したつきまとい等の状況

|                    |      |
|--------------------|------|
| 平成25年4月～6月の認知件数    | 5437 |
| インターネット利用のつきまとい等事案 | 1754 |
| 電子メール              | 1464 |
| SNS                | 334  |
| LINE               | 216  |
| Facebook           | 72   |
| その他(Twitter等)      | 46   |
| その他(電子掲示板等)        | 57   |

(インターネットの内訳は重複あり。)



インターネット利用のつきまとい等事案のうち  
SNSを利用したつきまとい等の割合

19%

## SNS規制がなかったため対応が困難であった事例

LINE上で着信拒否をしていた相手が、LINEのゲーム上でゲームのポイントを1か月間に25回送りつけてきた。

元同級生が、Facebookで執拗に友達申請をしてきた。

待ち伏せ等をして口頭警告を受けた者が、被害者に対してGoogle+で、友達申請を行った。

## 検討

現行法上、規制の対象外となっている、「拒まれたにもかかわらず連続して」SNS等を用いてメッセージを送信する行為を規制すべきか。

→ SNS等を用いたメッセージ送信行為の追加を検討

これまで対応できなかった事例にも対応可能となる。

内容を問わずメッセージの送信行為を規制するのは、SNS等を利用したつきまとい等の状況からは規制が広範になる。

## 論点

はいかい行為を規制対象とすべきか。

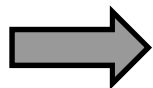
## はいかい行為の規制

## 配偶者暴力防止法(第10条)

被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない

## ストーカー規制法(第2条)

つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。



ストーカー規制法では、はいかい行為が規制されていない。

## はいかい行為であったため対応が困難であった事例

被害者宅付近をはいかいし、被害者宅から見える路上に被害者が好きな黄色い花を置く行為を繰り返した。

被疑者が定期的に被害者宅前を車で通行した。

被疑者が被害者の居住するマンションの隣の駐車場(駐車場からはマンションの出入り口が見えない)に車を駐車して、車内に長時間滞在した。

## 検討

現行法上、規制の対象外となっている、はいかい行為を規制すべきか。

被害者の住居その他の場所に行為者がいることをもって規制することが可能になる。

その場にいることをもって規制の対象としてしまうと、規制が広範にわたってしまう。

**論点**

規制対象となるつきまとい等を、「恋愛感情、好意の感情、又はその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」で行われたものに限定する必要があるか。

**現行法が恋愛感情等の目的に限定された理由****ストーカー規制法第2条(定義)**

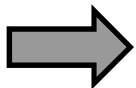
この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。(各号省略)

**< 法制定時、このような目的要件による限定がなされた理由 >**

- ・ つきまとい等の実態として、恋愛感情等に起因するものがほとんど
- ・ 国民に対する規制の範囲を最小限にし、マスコミ活動、組合活動等が規制の対象とならないようにするため

## ストーカー事案への対応状況(平成24年)

|                  |       |                |
|------------------|-------|----------------|
| 被害者・行為者の関係       |       |                |
| 交際相手(元交際相手を含む)   | 52.5% | } <u>81.6%</u> |
| 知人友人             | 10.8% |                |
| 配偶者(内縁・元含む)      | 9.3%  |                |
| 勤務先同僚・職場関係者      | 9.0%  |                |
| 動機               |       |                |
| 好意の感情            | 67.3% | } <u>91.9%</u> |
| 好意の感情が満たされず怨恨の感情 | 24.6% |                |
| ストーカー規制法に抵触しない動機 | 2.4%  |                |
| 不明               | 5.7%  |                |



現在でも、恋愛感情等の目的が9割を超えており、ストーカー規制法に抵触しない目的は2.4%のみ

## 迷惑防止条例におけるつきまとい等の規定状況等

### (1) 現状

- ・ つきまとい行為、嫌がらせ行為の禁止規定があるのは34都道府県
- ・ 規定がない13県のうち、4県が改正検討中
- ・ 各都道府県条例の目的要件は次のとおり
 

|                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| 正当な理由がないのに                      | (21道県) |
| ～の目的で(例:ねたみ、恨みその他悪意の感情を充足する目的で) | (5府県)  |
| 正当な理由がないのに + ～の目的で              | (5都府県) |
| ～の目的で + みだりに                    | (1県)   |
- ・ 条例におけるつきまとい行為等の罰則は、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」としている県がほとんど。
- また、常習の場合に加重(「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」)している県も多い。

### (2) 検挙件数

(1)の迷惑防止条例による検挙件数(平成25年中)は、131件

< 動機 >

|              |       |             |       |    |
|--------------|-------|-------------|-------|----|
| 近隣トラブル       | 15.4% | 職場、商取引上トラブル | 11.0% |    |
| 精神障害(被害妄想含む) | 5.1%  | 金銭トラブル      | 5.9%  | など |

### (3) 事例

- ・ マンション内において、行為者の直上階に居住する被害者らと生活音トラブルとなり、行為者が 数日間にわたり、昼夜を問わず、被害者方に押しかけ玄関ドアを叩き続ける等した。
- ・ 行為者は、上司である被害者に仕事で注意されたことに恨みを抱き、被害者の使用する携帯電話に無言電話をかけ、著しい不安又は迷惑を覚えさせた。

## 検討

目的要件を緩和して、恋愛感情等の目的以外の目的によるつきまとい行為を規制の対象とすべきか。

近隣トラブル、職場トラブル等、恋愛感情等の目的以外のつきまとい行為を警告・命令等により規制することが可能

社会生活における幅広い行為が規制の対象となる

恋愛感情等の目的に起因する事案が9割を占める状況は制定時から変わらず

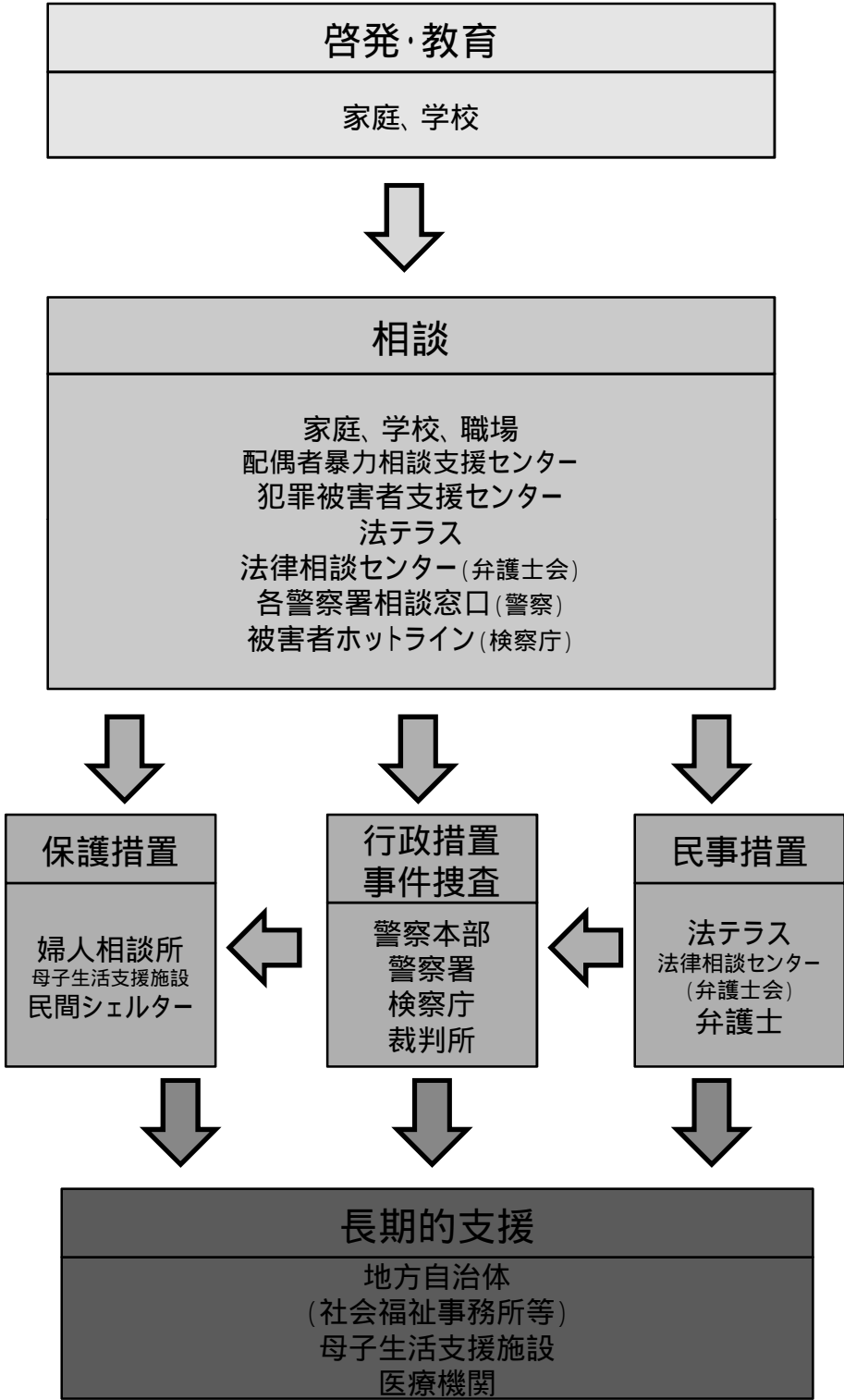
条例で恋愛感情等の目的以外の目的によるつきまとい等を規制している都道府県が多く、今後も制定が見込まれる



# 被害者対策について

## 論点

被害者対策はどのように在るべきか。



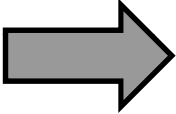
## 被害者情報の保護の在り方について

### 論点

被害者に関する情報をいかに保護すべきか。

### 逮捕状の請求等について

神奈川県逗子市における殺人事件では、捜査員が加害者に脅迫罪の逮捕状を示す際、逮捕状に記載された被害者の結婚後の氏名や自宅住所を読み上げたことなどから、これをきっかけに加害者が被害者の住所等を特定した可能性があった。



恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等の再被害防止への配慮が必要とされる事案においては、逮捕状請求等の段階において、被疑者に知られるべきではないと思われる被害者等に関する情報を記載しないこととするなどの配慮

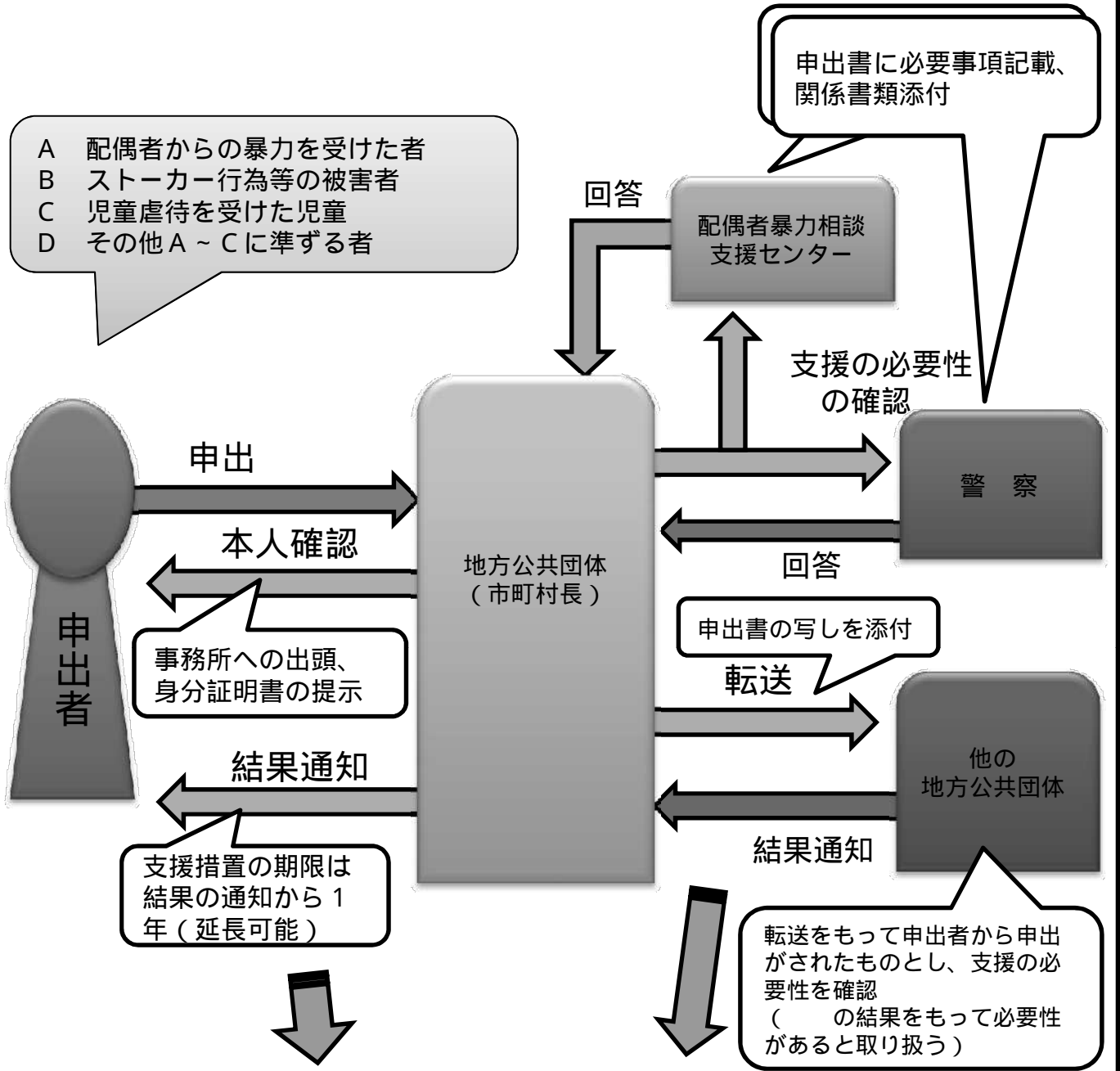
### 表記方法への配慮例

被疑者に知られていない被害者の氏名ではなく、被疑者が既に知っている旧姓、著名な芸能人や作家等の通称名等を用いる

被疑者に知られていない被害者等の住所、居所を記載しない、又は「 県内において」等の概括的な表記にとどめる

# 住民基本台帳の閲覧等の制限措置の流れ

- A 配偶者からの暴力を受けた者
- B ストーカー行為等の被害者
- C 児童虐待を受けた児童
- D その他 A ~ C に準ずる者



## 措置内容

| 請求・申請者 | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧 | 住民票・戸籍の附票の写しの交付 |
|--------|-----------------|-----------------|
| 加害者    | 拒否              | 拒否 ( )          |
| 本人     | 住民票等の交付で対応      | 代理人・郵送を認めない     |
| 第三者    | 本人・目的の確認を厳格実施   | 本人・目的の確認を厳格実施   |

特別の必要がある場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受けるなどにより対応。